

令和3年第3回
美唄市議会定例会会議録
令和3年9月13日（月曜日）
午前10時00分 開会

消 防 長 相 馬 一 司 君
総務部総務課長 平 野 太 一 君
総務部総務課長補佐 高 橋 修 也 君

教育委員会教育長 天 野 政 俊 君
教育委員会教育部長 阿 部 良 雄 君

◎議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
第2 一般質問

◎事務局職員出席者

事 務 局 長 村 谷 昌 春 君
次 長 門 田 昌 之 君

◎出席議員（14名）

議 長 金 子 義 彦 君
副議長 桜 井 龍 雄 君
1 番 森 明 人 君
2 番 伊 藤 真 久 君
3 番 齋 藤 久 美 夫 君
4 番 山 上 他 美 夫 君
5 番 本 郷 幸 治 君
6 番 山 崎 一 広 君
7 番 川 上 美 樹 君
8 番 楠 徹 也 君
9 番 松 山 教 宗 君
10番 紫 藤 政 則 君
12番 谷 村 知 重 君
13番 小 関 勝 教 君

午前10時00分 開会

●議長金子義彦君 これより、本日の会議を開きます。

●議長金子義彦君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

3番 齋藤久美夫議員

4番 山上他美夫議員

を指名いたします。

●議長金子義彦君 次に日程の第2、一般質問に入ります。

発言通告により順次発言を許します。

6番山崎一広議員。

●6番山崎一広議員（登壇） 第3回市議会定例会に当たり、大綱4点について、市長並びに教育長にお聞きいたします。

1点目は、つい先月行われました地域懇談会、市長とのふれあいトークについてであります。残り2年となりました市長ご自身の今後の市政に対する運営、本市の舵取りについてお聞きいたします。平成19年、多くの諸先輩の意見や様々な角度から議論され、本市の

◎出席説明員

市 長 板 東 知 文 君
副 市 長 市 川 厚 記 君
総 務 部 長 猪 谷 憲 恭 君
市 民 部 長 松 田 公 史 君
保 健 福 祉 部 長 高 橋 英 雄 君
経 済 部 長 土 屋 貴 久 君
都 市 整 備 部 長 米 澤 勝 君
市立美唄病院事務局長 今 澤 清 隆 君

まちづくり基本条例が施行されました。この条例の策定には、当時、全国的にも有名になり、テレビ、マスコミにも報道されましたニセコ町のまちづくり条例がありました。私自身も当時、行政の立場におりまして、よく参考にしてこいと言われたことがあり、明確に覚えております。確かその翌年だったと思います。この条例が制定され、今日まで至ってきている経過がございます。この条例も既に15年以上経過しているかと思えます。そこでお聞きします。かつては市内10数か所で1日2回以上の2週間にわたり開催されておりましたが、この間に自治組織代表者会議も開催、多くの市民の方々が会場にこられたのを記憶しております。市長の任期も残すところ2年を切りましたが、その市長自身の今後の市政に対する運営の考え方をお聞きします。先ほども申し上げましたが、既に10年以上にわたり実施されてきておりますが、まちづくり条例の一環として、ここにもあります、まちづくり基本条例、この条文の中の第2節、基本原則の中にも、市民主体のまちづくりと大きく書かれてございます。市民との協働のまちづくりとして実施されておりますが、今年開催時期が影響したのかどうかわかりませんが、延べ人数が100人にも満たないとお聞きしております。お盆を挟んだ前後の8月10日から19日までの6日間、市内9会場で開催されましたが、少ない市民参加で職員の方が多いと、参加された市民の方からもお聞きしています。私も1か所、会場にお伺いしましたが、私を入れても10人にも満たず、会場によっては同じ方が来られ、同じ内容を質問されたり、その地域でない方が来られたり、やはり、こ

こは地域懇談会と言われるのであれば、その地域の課題解決が先ではないのかと私自身は考えます。このような状況を市長自身どのように受け止めておられるのか、お聞きいたします。

2つ目に、地域懇談会でも説明されておりました、本市の財政調整基金について。財政状況と言ったほうが正しいかもしれませんが、お聞きいたします。水道事故や大雪による国からの交付金が少なく、さらには貰えなかったことも影響し、単年度収支に赤字が出たため、5億7,000万円もの財政調整基金、一般家庭に置き換えますと、単に貯金と言われておりますが、これを取り崩し、せっかくこつこつと貯めた基金をいとも簡単に取り崩し、またまた借金地獄に逆戻りではと思うのは私だけでしょうか。職員の給与に影響が出るのではと私は危惧しております。このことをどのように受け止めて、どのように考えておられるのか、お聞きいたします。

3つ目に、今年ふるさと納税、コロナ禍の影響でしょうか、昨年を上回る額とお聞きしております。過去においては、ふるさと納税は問題多き事業として国の総務省では一時期、考え直すようにとの通知があったかと思いますが、今定例会で追加補正で上げておられますので、現状で結構です。本市に対してどの程度の額があるのか。この辺も含めて市長の考えをお聞かせください。

大綱の2つ目は、福祉行政について。その1つ目に、コロナワクチン接種の現状と今後の日程について、市長と教育長にもお聞きいたします。連日、接種作業に関わっている医療従事者並びに関係職員の方々には、心から

感謝とお礼を申し上げます。さて、昨年の横浜のクルーズ船以降、既に1年以上が経過し、1年半にもなります。未だ収束が見えない現状ですが、この間、まん延防止等重点措置、さらには緊急事態宣言の交互にわたる繰り返しの対策が出てきております。しかし、若干ではありますが、感染者数が減少にはなったものの、大幅に減ってはおりません。空知はおろか、本市においても同様に先月の8月27日から今月の10日まで緊急事態宣言が出されておりましたが、解除はされず、引き続き今月末まで延長されたところでございます。このことを受けて、市長自身が緊急メッセージを発表し、感染防止対策の徹底を、と言われておりますが、その内容は、地域をまたいだ移動、感染拡大に繋がる感染拡大地域との往来、移動の中止や延期をし、PCR検査を活用する。また、手洗い、手指の消毒、マスクの着用、換気の徹底、発熱や咳など、体調が悪い場合はすぐに医療機関に電話した後、受診をしてください。飲食店には、営業時間や酒類の提供時間の短縮など、道の要請に協力をと、非常に厳しい市政の運営だと承知しており、市長自身出張も出来ない現状、本当にお気持ちを察し申し上げます。また、国政では一晩で事態が急変、国政も市政もどのような方向に向かうのか、先が見えない現状と思います。そこで2定の一般質問でも聞きましたが、全美唄市民の方々、一般市民の方々の接種について、いつ頃までに終了する予定なのかとお聞きしましたところ、10月の末を目途にとご答弁が先の6月議会の定例会でございました。同様に現状どの年代まで進んでいるのか、また、今後の日程について改めてお

聞きします。

続きまして、これは教育長にお聞きします。夏休みが明けて2学期が始まりましたが、現在の状況、どのような予防対策をとられておられるのか、どのようになっているのか、お聞きいたします。次に、全国的に保育所の休園が多く報道されております。本市の現状と予防対策についてもお聞かせください。次に、ワクチンの最後です。ワクチン接種の作業に従事されている職員、さらに医療従事者、特に医師についてお聞きします。土日は無論、祝日や休日、時間外の対応はどのようにされているのか。また、医師や看護師などの方々のこれらの対応はどのようになっているのか、お聞きします。

大綱の3点目は、農業行政についてであります。その1つ、農村地域のデジタル化についてであります。1つ目として、スマート農業の推進についてであります。市政執行方針の中でも、ICT農業推進協議会とともに技術の検証や機械導入の支援を実施し、地域の普及にと言われておりますが、改めて言うまでもありませんが、本市の基幹産業を推進していくためにも必要不可欠であり、道はもちろん、大学でも取り組まれており、その1つに、北海道大学のキャンパスの横にスマート農業教育研究センターを開設し、隣接する北大の第1農場でロボットトラクターを稼働する様子を農業関係者や市民が視察できるように執り行い、民間企業が入居し、共同研究を加速させようとしております。この狙いは、アクセスのよい都心に実験農場を持つ強みを生かし、スマート農業の普及と技術革新を進めるために、2022年度にオープンを予定して

おります。年間30件ほど、若手農家らは既に視察に訪れており、ぜひ全道の先駆者に追いつけるよう頑張っていたいただきたいところです。ただし、スマート農業といえは聞こえがいいかもしれませんが、いかに作業が楽にできるか。作業時間が短縮されると時間に余裕があるわけですが、作業時間の短縮で時間的に余裕が出来ます。疲労は低減される、集中力が切れず、安全に作業ができることです。特に、農薬散布のドローンは人手の軽減と、大幅に作業効率が軽減されます。しかし、最大の問題は機械導入のコストが非常に高いことです。現状ではドローンは良いのですが、他の機械のインターネット通信がかかることで、いずれ、多くの機械を導入すれば、大変な持ち出しが多くなり、コストがかかることです。結局、最後は財力、お金に頼らなければなりません。農業を行うことが難しくなり、また機械の寿命もあり、更新しなければなりません。更新の助成が絶対必要になってきます。

そこで市長にお伺いいたします。本市の今までのスマート農業の取り組みと、今年度のこれまでの現状と今後の取り組み内容についてお聞きします。本定例会の初日の同僚議員の質問に対し、スマート農業の推進をと言われていました。ぜひ市長の考えをお聞かせください。

その2つに、農業水利施設、IoT化についてです。今年度策定しました美唄市農業ビジョンの中に農業水利施設のIoT化を進めると書かれておりますが、具体的にどのような取り組みを考えておられるのか、お伺いいたします。

その3つに、光回線のサービスエリアの拡大についてです。デジタル格差を解消するため、市内全域にわたり整備を拡充すると言われておりましたが、未だに工事が行われてない地域があります。元村地区など、未だに行われておりません。早急に調査をお願いしたいところですので、お答えをお願いいたします。

2つ目、農業の労働力不足についてお伺いいたします。核家族や担い手不足、さらには基盤整備などで大規模な農場が近年多く見受けられます。そこで、JA北海道中央会では、農業が1日単位でアルバイトを募集できるスマートフォンアプリ、デイワークの説明会を初めて開き、新型コロナウイルスで外国人技能実習生が入国出来ないなどの人手不足が深刻化する中、地元の人材を掘り起こす狙いで開かれたところです。既に道内では多くの農協は導入しており、全国でも最も進んでいる帯広市では、求職登録者数が2,148人となり、市民77人中1人の割合で増えていると聞いております。1日単位の雇用は期間雇用に比べて若い世代が副業として、応募するケースが多いとお聞きしております。昔は手間返しやでめんさんなどの言葉も耳にしましたが、近年の人口減少と農家人口の減少の一步をたどっており、ぜひ本市も取り入れて行くべきと思いますが、どのように考えておられるかお聞きいたします。

大綱の4点目は教育行政について、教育長にお聞きします。その1つ目に、義務教育学校についてであります。近年、様々な場所で挨拶として必ず言葉として言われるのが、人口減少と少子高齢化と言われる方々が多くお

ります。人口増対策は無論、少子化対策においても、その対策や政策が一向に出てきませんが、20年後には本市の人口は1万人を切ると言われております。義務教育学校とは、このような中で2016年の改正学校教育法で制度化されたところで、小中学校の9年間で一貫した編成を、教育活動を行う学校で、小学校から中学校に上がる際の環境の変化で学習につまずく、いわゆる中1ギャップの解消のほか、少子化が進む中、集団活動に必要な児童生徒数の確保の背景があるところで、教職員は小中両方の教員免許を持つことが原則ですが、当面はどちらか一方でも構わないところとお聞きしております。ただし、小中一貫教育と若干違いがありますが、道内では今週、歌志内市立歌志内学園、函館市立戸井学園、釧路市立阿寒湖義務教育学校の3校が開設され、道内最初の義務教育学校となりました。札幌市では今年3月に札幌市内で3校の義務教育学校を設置する計画を明らかにしております。今年度は13市町村で14校となったところとお聞きしております。また、お隣の砂川市の中学校では、砂川中学校と石山中学校、先行して2023年度統合、そして2026年度開校に向けて既にスタートしております。さらに、月形町でも同様に開校に向けて動き出しているところでもあります。この場合、中学校の学習の前倒しや小中間の指導内容の入替えや、移行は行わないなど、他の小中学校から転出があった場合、学習内容の欠落がないようにするなど、配慮が必要とされております。本市は今春から小中学校が過去においては30を超える学校がありましたが、現在、それぞれ小中合わせて2校ずつ4校、全国的にも少子

化が急速に進んでいるところです。私は早急にこれを検討していくべきと考えますが、このことについて教育長のお考えをお聞きします。

●市長板東知文君（登壇） 地域懇談会、市長とのふれあいトークについてであります。市民の皆さんと地域で直に対話をする「市長とのふれあいトーク」を8月10日から8月19日までの間、各地域別に9回にわたり開催し、延べ86名の市民の皆さんの参加があったところでございます。この地域懇談会では、私から、情報提供として、「第7期美唄市総合計画」をはじめ、「集落支援員制度」、「新型コロナウイルス感染症対策及びワクチン接種」、「市立美唄病院の建替え」などについて説明を行うとともに、市民の皆さんからは、「道路などの整備」や「空き家の解体支援」、「福祉会館の整備」や「鳥獣被害対策」などの地域の個別課題のほか、主に「市立美唄病院の早期建替え」や「大規模水道事故における対応」などについて、ご質問やご意見をいただきました。特に、参加者の皆様からは、人口減少や高齢化が急速に進む中、厳しい町内活動に関するご意見が多数寄せられていますので、地域コミュニティの再生に向けて、新たに取り組む集落支援員制度とともに、今後、全庁的な推進体制を検討し、取り組むこととしたところでもあります。今年度の「市長とのふれあいトーク」につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大による緊急事態宣言の合間をぬっての開催となり、結果として、市民の皆さんの中には、お盆の時期の開催であったことや、新型コロナウイルス感染症を心配し、参加されなかった方がいたものと考えておりま

す。なお、過去3年の実施状況につきましては、平成30年度が12回の開催で延べ132名、令和元年度が同じく12回の開催で延べ148名、令和2年度が8回の開催で延べ104名となっており、昨年度と今年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、参加者が少なくなったものと考えております。今後につきましては、「美唄市まちづくり基本条例」に基づく「市民主体のまちづくり」を進めるための、市民の皆さんと直に懇談できる貴重な機会でありますので、引き続き開催してまいります。

次に、決算から見た財政調整基金の取り崩しについてであります。財政調整基金は年度によって生じる財源の不均衡を調整し、財政の健全かつ円滑な運営を行うために設置された基金であり、災害や経済状況の変化などにより生じた歳入欠陥を補填する場合などに議会の議決を得て使用することができるほか、その目的を達成するため、決算剰余金などを基金に積み立てることが条例で定められております。令和2年度におきましては、降雪量が観測史上最多となるなど、記録的な大雪に対応するため、過去最大規模の除排雪関連経費を追加補正しましたが、結果として、財源として見込んでいた特別交付税が予算額を下回ったことから、財政調整基金から5億7,000万円を取り崩したものであります。本定例会におきましては、令和2年度決算における歳計剰余金のうち、2億3,000万円を財政調整基金に積み立てる補正予算をご提案しており、これにより、令和3年度末における基金残高は、約6億7,600万円になるものと見込んでおります。財政運営に当たっては、

当該年度の収支均衡にとどまらず、中長期的な運営が基本であり、年度間の財政調整機能としての財政調整基金の役割は重要であると認識しております。今後におきましても、条例の規定に基づき、財政状況を踏まえながら、その活用や積立てを検討してまいります。

次に、ふるさと納税の現在までの状況についてであります。令和2年度決算は、10億8,767万4,000円となり、令和元年度の9,698万5,000円と比較しまして、約9億9,000万円の増で約11倍となったところであります。令和3年度におきましては、8月末現在において申し上げますと、前年同期の寄附額7,144万円の約6倍で、4億1,867万円となっております。このことにより、令和3年度の寄附額を総額12億円と見込み、当初予算からの増加分6億円の歳入歳出予算を本定例会に補正予算として提案したところでございます。

次に、ふるさと納税による実質的な収入につきましては、返礼品や発送料、ふるさと納税サイト利用料などの経費を差し引き、寄附金総額の約4割程度となっているところであります。

次に、コロナワクチン接種状況と現状についてであります。初めに、ワクチン接種の進捗状況につきましては、16歳以上の接種対象者のうち、接種を希望する方の割合が、本市接種計画の目標値である85%を既に超えていることから、さらに必要となるワクチン供給と接種体制の確保を図るため、接種の申し込みがない方を対象として、9月10日に郵送による意向調査を実施しているところであります。今後につきましては、意向調査の結果を踏まえ、美唄市医師会、市内医療機関のご

協力をいただきながら、希望する全ての市民の皆様への接種を円滑に進めてまいりたいと考えております。

次に、保育所等の感染対策につきましては、石鹸を用いた手洗いや手指消毒用アルコールによる消毒のほか、登園の際の健康チェックや定期的な換気など、感染拡大防止の措置を講じるとともに、三密を避けるため、運動会や発表会等の行事については、保護者のご理解をいただきながら規模を縮小し実施するなど、感染予防に努めているところであります。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、発熱や呼吸器症状などの風邪症状がある場合には、登園・出勤をしないよう要請しているところであります。本市保育所等におきましては、このような取り組みにより、保育士及び園児の陽性者は確認されていないことから、臨時休園には至っていないところであります。今後につきましては、全国的には保育所等での集団感染を含む感染事例が数多く発生していることから、より一層の感染防止対策に取り組んでまいります。

次に、集団接種に従事する市職員の対応につきましては、集団接種の運営には、保健センター職員のほか、庁内各部局からの応援職員が従事しており、時間外手当の支給又は休日振替により対応しているところであります。また、各医療機関から派遣をいただいております、医師及び看護師への対応につきましては、厚生労働省通知により、通常の接種費用に加え、時間外や休日の接種費用の加算額が示されたところであり、これに基づき各医療機関へお支払いを行っているところであります。今後につきましては、全国的に変異株の

感染拡大や若年層の重症化例も増える中、市としましては、感染拡大防止の柱となるワクチン接種体制の確保を図るとともに、市民の命と暮らしを守るため、必要な対策を切れ目なく進めてまいります。

次に、農村地域のデジタル化についてであります。スマート農業の推進につきましては、令和2年度に美唄市ICT農業推進協議会において、国との連携により完全自動操縦されるドローンと無人ヘリの防除作業等との比較検証や「美唄市ICT農業技術実演会・展示会」を美唄市で初めて実施したところがあります。また、道との連携により大区画ほ場における水管理システムの導入による省力化の検証事業を市内2か所のほ場で実施したほか、市独自の事業といたしまして、自動操舵システムやドローンなどのスマート農業機械の導入支援について、83件の導入補助金を交付したところがあります。今年度につきましては、昨年度の状況を踏まえ、ドローンのシェアリング検証事業や水管理システムのデータ活用検証事業を実施するとともに、今定例会の補正予算において、スマート農業機械導入補助金についての増額のご提案をさせていただいているところであります。今後におきましても、農業生産基盤整備の事業効果をさらに高めるためには、スマート農業の推進は必要不可欠と考えており、そのため、本年4月からの2年間、「農林水産省農産局技術普及課」に職員を派遣し、スマート農業をはじめとした農業分野のデジタル化を積極的に進めてまいります。次に、農業水利施設のIoT化につきましては、現在、上美唄排水機場にLPWA（無線）基地局を設置しているところ

ろであります。美唄市ICT農業推進協議会が事業実施主体となり、2か年事業として農林水産省の農山漁村振興交付金（情報通信環境整備対策）を活用し、市内の全排水機場にLPWA（無線）基地局を設置することにより、遠隔監視による排水路の水位センサーや監視カメラの設置、ほ場での水管理システムの検証、高収益作物のハウスの温度管理などの検証事業に向けた計画策定申請を8月に行ったところであります。このことにより、農業水利施設の遠隔管理が可能となり、洪水などの災害を未然に防止できるほか、排水機場の運転管理における農業者の負担軽減や市内全域を対象とした水管理システムの検証など、農業水利施設のIoT化や、さらなるスマート農業の普及に向けて取り組んでまいります。

次に、光回線のサービスエリアの拡大につきましては、市が事業主体であるNTT東日本に対し、事業費の一部を負担し整備しているもので、同社との契約では、今年度末までに整備を完了することとなっております。市としましては、できるだけ早期の加入について申し入れしているところでありますが、NTT東日本の説明では、これまでの現地確認の中で工法の大幅な見直しがあったほか、全国的に進められている光回線整備事業により、光ケーブルの需要が大幅に増え、生産が追いついていないことなどから、結果として、北海道全体の整備が遅れているとお聞きしております。

次に、農業の労働力不足についてですが、2020年農業センサスでは、本市の農業従事者は5年前と比べ、24%減の1,259人とな

り、平均経営耕地面積は、14%の17.2ヘクタールで経営面積が拡大し、特に農繁期における労働力不足は、本市においても課題となっているところでございます。このため、市としましては、農業生産基盤整備によるほ場の大区画化により、労働力の省力化・効率化を積極的に進めており、さらにはその事業効果を高めるために、スマート農業を推進しているところであります。また、美唄市農業ビジョンの中でも、多様な担い手と労働力確保について掲げており、新規就農者の育成・確保や農作業受託組織の育成・強化、スポーツ分野や福祉との連携による就労支援など、多様な人材を確保し、農業の労働力不足に取り組んでいるところであります。また、スマートフォン用アプリのデイワークにつきましては、美唄市農協及び峰延農協とも導入を検討していると伺っております。今後におきましては、都市から農村地域に移住・定住するなどの「田園回帰」が広がりを見せていることから、美唄市農業の魅力を発信しながら、多様な担い手の確保に取り組んでまいりたいと考えております。

●教育長天野政俊君（登壇） 新型コロナウイルス感染症における市内の小中学校の現状と感染予防対策についてであります。8月16日で夏休みが終わり、各学校においては、感染状況を確認し、学習活動を工夫しながら、子どもたちの健やかな学びの保障のため、本市の「新しい学校生活スタイル」を踏まえた、学校教育活動が始まったところであります。具体的な感染予防対策といたしまして、三密回避の徹底はもちろん、登校時の健康状態の把握と自宅療養の徹底、手洗い、マスクの着

用、消毒、十分な睡眠、バランスの取れた食事など、児童生徒に指導を行うほか、校内各所の消毒作業などを徹底し、感染予防に努めているところであります。国の緊急事態宣言が9月30日まで延長されたことを踏まえ、引き続き、感染予防の徹底や行事等の縮小、延期などを含めた工夫を行い、子どもたちの学びをとめることのないよう努めてまいります。

次に、義務教育学校についてであります。少子化の進行による児童生徒数の減少が教育にもたらす影響が懸念される中、教育委員会といたしましては、子どもたちにより良い教育環境を提供することを目的として、これまで、平成31年度には茶志内小学校と中央小学校、峰延中学校と美唄中学校を、令和2年度には、峰延小学校と中央小学校、令和3年度には、南美唄小学校と東小学校、南美唄中学校と東中学校を、それぞれ統廃合してまいりました。令和3年5月1日現在の児童数は、中央小学校で315名、東小学校で321名、全児童数で636名。同様に、生徒数は美唄中学校で171名、東中学校で203名、全生徒数374名で、市内の児童生徒数は1,010名となっております。5年後の令和8年度は、児童生徒数は828名で、10年後の令和13年度は712名で、児童430名、生徒282名となり、子どもの減少等、学級減が見込まれているところです。本市では今年度より、北海道教育委員会の事業である学校力向上に関する総合実践事業の指定地域として、市内の小・中学校4校が指定を受け、この事業の取組として挙げられている義務教育9年間の系統性を踏まえた教科担任制の導入や学習スタイル等のルールの一統などにより、小学校教育と中学校教育を円滑に接続させ、確

実に資質・能力を身につけさせる教育の充実に図ることとしており、この事業での成果や課題を分析した上で、今後の本市の義務教育学校の方向性を明らかにする一つの取組として考えております。いずれにいたしましても、少子化が続く中、子どもたちが集団の中で学び合える、豊かな教育環境を提供していくため、小中一貫校、あるいは義務教育学校への移行を検討する必要があるものと考えております。

●6番山崎一広議員 自席より再質問させていただきます。

市長とのふれあいトーク、先ほどもちょっと壇上でも読み上げましたけども、まちづくり基本条例の中に、市長もご存じです。本当に市長も当時いた時に作らたかと思えますけども、これらを参考に実施している。まさにそのとおりだと思います。ただ、10年以上も経過して、このやり方、手法がいいのかなと思います。説明だけで2時間のうち1時間余りをとってしまうと。市民の方の聞きたいこと、言いたいことがほとんど遮られてしまうのではないのかなと思います。この辺、もう一度改めて内部で協議を願いたいなと思います。去年は開催されておられません。今年もやられておられませんけども、自治組織代表者会議、私はこれが1番各町内会の会長さんが100名ほど集められて、市民会館で行われております。知っている方何人もおります、学校の校長先生、OB退職者がいっぱいいます。こんな会議ならもう来ないぞとはっきり言われました。あまりにも、1人がマイクを独占して言い過ぎて、100人中、本当に4、5名しか答えられないと、答弁を求められないと。こん

な状況がいいのか、内部でもう一度この辺を再度検討してほしいなと思います。行った方からこれは聞いております。直に耳にしております。今年も行った方から言われました。こんな部分、ぜひ検討してほしいなと。市長さんの俗に言われる、誰1人置き去りにしない、本当に誰1人置き去りにしないためには、このようなことも必要かなと思います。それと財政調整基金、せっかく財政再建をなし終えたばかりで、市長就任して2年足らずで財調を取り崩す気持ちはわかります。大雪で、水道事故も大変だった。コロナ禍の中、お国の方に本来だと何回か出向いてお願いしていかなければ駄目かなと思います。ただ、この借金を作ったのは誰か。この借金を返したのは誰か。もう一度考え直すと、この財調について、改めて本日の最後に同僚議員が質問されますけども、病院建設でこの財調を取り崩さないかと、その辺が危惧します。その辺もう一度考えがあれば、お聞かせください。

最後に、教育です。メリット、デメリットは当然あります。ただ、財政にとっては非常にいいことだと私は思います。財源的に非常にコストダウンになります。一つの事例を私自身挙げますと、体育にいた時に総合体育館の電気を掃除のおばさん方に6時に出勤して9時まで開館するまで3時間強、全体的に電気をつけていました。これ部分的にやってくれとお願いしたところ、1月、2月、3月で月10万円以上下がりました。これだけひどいです。1週間、7日のうち1日休みです。これが3か月あるといくらになるか、大体想像つくと思います。こんな部分、コストダウンもあります。あえてここで、本来ですといくら

統合した時に、統合といいますか、義務教育学校になったときにいくらコストダウンなるかというのは資料要求しませんが、ぜひこの辺もやれとは私申し上げません。ぜひ前向きなご検討をお願いしたいなと思いますけども、ぜひその辺の考えをお願いいたします。

●市長板東知文君 初めに、地域懇談会の開催についてであります。これまで、市民の皆さんの暮らしの現場の声を大切しながら、市民懇談会、地域懇談会、市長とのふれあいトークを開催してきたところでございます。今年度は結果としまして、お盆を挟んだ形、またコロナということで、そういった中での開催となりまして、人数も例年と比べて少なくなってきたところでございますけども、今後はさらにこういった状況も踏まえながら、市民の皆さんがより参加しやすい環境づくりといたしますか、時期の設定も含めて、そういったものを設定し、市の重要施策などを情報提供、それから市民の皆様にとって関心が高い情報について提供してまいりたいと考えております。また、あわせて市民の皆さんの現場の声をしっかり聞く方法にも意を用いていきたいと考えております。いずれにいたしましても、市民の皆さんの声を大切にしながら、引き続き、「美唄市まちづくり基本条例」に基づいた「市民参加による協働のまちづくり」、その前提となる情報の共有、これをしっかり進めてまいりたいと考えております。

次に、財政調整基金でございますけども、これにつきましても、条例の趣旨を十分踏まえながら、今後とも適正に運用を図ってまいりたいと考えております。

次に、ふるさと納税についてでございます

けども、ふるさと納税の活用につきましては、人口減少、少子高齢化の進展に伴い、税収の減少や社会保障費、経費の増大が見込まれる中、非常に貴重な財源であると考えてございます。このため、今後におきましても、「ふるさと美唄応援団」制度を通じて、市外に住む美唄にゆかりのある方や美唄を支援していただける美唄ファンとの絆を深めるなど、いわゆる関係人口の拡大を図りながら、ふるさと納税の維持、増収につなげるとともに、美唄を応援していただける多くの方々の思いをしっかりと受け止め、総合計画に掲げる施策を進めていくための貴重な財源として有効に活用してまいりたいと考えております。

●教育長天野政俊君 義務教育学校についてであります。義務教育学校は、まず施設の面から言いますと、施設一体型、施設分離型、施設隣接型がございます。施設一体型の形でご説明申し上げますと、学力の向上や中1ギャップの未然防止、それから、特別支援教育の充実、それから家庭・地域との連携の強化などの成果が予想されることから、美唄の特色である教育活動の充実が期待できるものと考えている一方、人間関係が固定されやすい、それから、小学校高学年のリーダー性の育成が阻害されるのではないかという指摘もあるところでございます。このため、今後の児童生徒数の推移等を考慮し、どの段階での移行が効果的であるか、保護者や地域の方々のほか、各関係機関などのご意見を伺いながら、慎重に検討を進めてまいりたいと考えております。

●議長金子義彦君 次に移ります。

3番齋藤久美夫議員。

●3番齋藤久美夫議員（登壇） 令和3年第3回定例会に当たり、大綱2点、地域おこし協力隊について、そして教育行政についてお伺いいたします。

まず大綱1点目、地域おこし協力隊について、市長にお伺いいたします。先月、総務省はコロナウイルス禍で地方暮らしへの関心の高まりから、地域おこし協力隊を来年度に大幅増員の方針を固め、令和6年度に隊員数を令和2年度の5,500人に対し、8,000人の目標を掲げ、その予算も本年度当初比の2倍とする方針を示しましたが、本市においても、現在、中心市街地活性化、アウトドア、ツーリズムマネジメント、農業ブランド化推進等、6業務7名の地域おこし協力隊員を募集しているようではありますが、そこで中項目3つ、協力隊の現状と将来像、協力隊の活動状況及びその管理、そして隊員のサポート体制についてお伺いいたします。

まず1つ目の協力隊の現状と将来像であります。総務省の増員目標及び本市の隊員募集の状況から、現在の隊員の現状と募集状況について。そして今後、協力隊員をどのくらい増員して、どのような活動をさせようとお考えなのか。協力隊の中長期の採用等の計画があるのなら、それについてお伺いいたします。

次に、中項目2つ目の協力隊の活動状況及びその管理についてであります。本市のホームページの協力隊の募集については、拝見しておりますが、各業務の募集要項の活動内容に活動計画書に基づく業務の実施とありますので、この地域おこし協力隊全体として、及び隊員個々の活動計画等について。そして隊員の活動状況、及びその活動の把握要領につ

いてお伺いするとともに、隊員の活動に対しては、その成果を個別に、かつ客観的に評価することが隊員の更なるやる気や能力を助長するものであり、よって、何らかの基準を設けて隊員を評価するのも必要でないかと思うものであります。そこで、現在の隊員の活動に対する評価の実施状況についてもお伺いいたします。

続いて、中項目の3つ目の隊員のサポート体制について。現在は協力隊の数も徐々に多くなりつつあり、かつその配置についても、1つの担当課に複数隊員が配置される部署もありますが、隊員の活動においては本市職員と連携しながら実施するとあります。そんな中で、サポート担当職員は自らの業務に加え、隊員との活動の連携やその活動指導及び隊員の普段の相談や任期満了に伴う相談等々でそのサポートが片手間的になっていないか。本当に隊員個々に合った個別指導がなされているか。特に、この地域おこし協力隊は、人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域外の人材を積極的に誘致し、地域の活性化を図るとともに、その定住、定着を図る取り組みであり、新聞や総務省資料では隊員の定住、定着率は道内72.1%、全国平均は63%であるそうですが、そこで、本市の任期満了に伴う隊員の定住率はどれくらいか。また、隊員に対する活動指導及び相談体制の状況についてをお伺いするとともに、任期満了後の定住や起業する場合に、ビザの取得変更や起業条件のハードルの高い外国人隊員に対するサポートは日本人でもそうですが、特に気を払う必要があると感じるのであります。そこで外国人に対する任期満了後の定住、起業等

に関する支援、指導の状況についてもあわせてお伺いいたします。

引き続き大綱2点目、教育行政について教育長にお伺いいたします。本年6月にテレビの報道番組でヤングケアラーについての取材報道がありました。私自身、ヤングケアラーという言葉も真新しく、何のことかと深く考えもせず、その取材報告を見ていると、中学、高校生が病気の親や兄弟姉妹を介護しているもので、そのために学生が勉強する時間もない、当然お金もない、そして家族の事情を話すのが恥ずかしいなど、誰にも相談出来ずにいるというものであります。そして7月に入り、道内では、まず札幌市が大人のかわりに家事や家族の世話を担う子ども、ヤングケアラー実態調査をこの秋にも初めて行う方針を示し、続いて道がこの夏にも公立中高の一部学生や学校を対象にヤングケアラー調査を実施するとありました。国は昨年度初めて調査を行い、世話をしている家族がいるとした中学生が約17人に1人、高校生が約24人に1人と報告されており、かなり高い確率で1クラスに1人から2人の生徒が家族の世話をしている状況であります。そこで教育長に4点についてお伺いいたします。

1つ目、日本ではヤングケアラーの明確な定義はないようではありますが、一般的にどのような介護者を示すものなのか。次に、介護といえは高齢者や障害者、病弱者に対する食事、着替え、トイレ、入浴等の身の回りの世話を考えますが、そこで2つ目、ヤングケアラーが行っている具体的なケアの対象者とその内容について。そしてこのヤングケアラーがケアする頻度は毎日なのか、週に何日なの

か。3つ目、ヤングケアラーの現状についてであります。さらに、道では公立中高の合計約700校の中学2年、高校2年の約5万人を対象に調査の実施を示しましたが、実際に調査はどのように実施されたのか、そしてその結果はどうだったのか。4つ目として、本市の関連のヤングケアラーの調査についてお伺いいたします。

●市長板東知文君（登壇） 協力隊の現状と将来像についてであります。初めに、現在の隊員の配置状況につきましては、総務部に1名、経済部に7名、教員委員会1名の合計9名の隊員を配置しているところであります。今年度、隊員9名の募集に対し、採用は3名で、現在、残り6名を募集しているところであります。その募集の内訳といたしましては、中核商業施設活性化支援で2名、中心市街地活性化で1名、ツーリズムマネジメント組織づくり推進で1名、農産物のブランド化推進で1名、広報業務支援で1名となっております。これから人口減少や高齢化が急激に進む中、地域力の維持・強化に向けて、担い手となる人材の確保が重要であり、今後の行政課題、行政需要に的確に対応するため、「定員適正化計画」に位置づけるなど、今後とも積極的に隊員を受け入れることとしております。このため、全国的にも多くの隊員を採用している北海道の東川町へ人材育成研修のため、市の職員2名を派遣しているところでありますので、こういった繋がりの中で東川町の先進事例に学びながら、本市の取り組みに反映してまいりたいと考えております。

次に、隊員のサポート体制についてであります。隊員の任期満了に伴う定住率につき

ましては、平成23年度以降、受け入れた隊員は22名で、これまで退任した13名の隊員のうち、定住している方は2名で定住率は15.4%となっているところであります。

次に、隊員に対する活動指導、相談体制の状況につきましては、着任時におけるオリエンテーションや地域おこし協力隊向けの研修案内、相談体制を行っているところであります。また、今年度に行った私と隊員の皆さんとの直接の懇談では、それぞれの活動状況や退任後のビジョン等を伺った中で、「行政の縦割りによる活動のしづらさ」や「退任後の就労や企業に対しての不安」などの声が寄せられたところであり、さらなるサポート体制の構築が課題であると考えております。最後に、外国人隊員の退任後の定住・起業等に向けての支援につきましては、退任後の市内企業への就労相談をはじめ、今年度から起業に対応した助成制度を創設したところであります。しかしながら、これまで就労には至っておらず、企業におけるニーズやビザの制約等から日本人の方に比べて起業や就職が難しい立場があると受け止めております。市といたしましては、そうした状況に配慮し、隊員の意向に寄り添いながら、今後とも必要な支援に努めてまいりたいと考えております。なお、隊員の活動状況とその管理につきましては、総務部長から答弁させます。

●総務部長猪谷憲恭君 協力隊の活動状況及びその管理につきまして、私から答弁をさせていただきます。

初めに、地域おこし協力隊の活動計画等につきましては、市が隊員と協議を行いながら作成し、隊員はそれぞれの計画に基づき活動

しているところであります。

次に、隊員の活動状況について申し上げますと、移住・定住に関する相談や、ふるさと美唄応援団をはじめ、市内外に向けた地域の魅力発信のほか、ふるさと納税返礼品の開発やPR、やさしい日本語講座の開催、アウトドアコンテンツの開発、地域おこし協力隊ブースの設置や中心市街地における〇〇マルシェ等、集客イベントの開催、美唄ブラックダイヤモンド球団の運営支援やオフィシャルショップの運営のほか、文化活動団体のPRを行っているところであります。これらの活動につきましては、隊員から毎月提出される活動報告書によるほか、定期的なミーティングによりその活動実績を把握する中で、次年度の更新に向けた評価を行っているところであります。

●教育長天野政俊君（登壇） ヤングケアラーについてであります。年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負って、本来、大人が担うような家族の介護や年下の兄弟の世話をすることで、自らの育ちや教育に影響を及ぼしている18歳未満の子どもをヤングケアラーと言われております。近年、子どもの中にはこうした家族の介護等が必要なことにより、子どもの健やかな成長や生活への影響からネグレクトや心理的虐待に至っている実態があり、自身の権利が守られていないと思われる子どもが増えている状況にあります。本年3月、厚生労働省と文部科学省が公表したヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書によりますと、全国から抽出した中学校と高校、約1,000校に対して実施したWebでの学校調査の結果では、「ヤングケア

ラーに該当する生徒がいる」と回答した学校は46.6%で、「いる」と回答した中で主に「家族の変わりに、幼い兄弟の世話をしている」という回答が79.8%と最も多かったところであります。また、この調査による中学2年生と高校2年生、約1万4,000人を対象に実施した調査結果では、「世話をしている」家族の有無について、「いる」と回答した中学2年生が5.7%、高校生では4.1%で、その中でも、「幼い兄弟の世話をしている」と回答した中学2年生が61.8%となっています。世話の頻度につきましては、「ほぼ毎日」が45.1%で、平日1日に費やす時間が「3時間未満」であるという回答が42.0%で、「7時間以上」が11.6%となっており、このうち世話をしているため「学校にあまり行けていない」、「休みがち」と回答した生徒がいることがわかりました。また、自分は「ヤングケアラーにあてはまると思うか」という問に対し、「あてはまる」と回答した中学2年生は1.8%、全日制高校2年生は2.3%、ヤングケアラーという言葉聞いたことがない生徒は84.2%で、認知度は極めて低いことがわかりました。

次に、本市に関する調査につきましては、本年7月29日付けで、北海道と北海道教育委員会の連名で、市内中学校と高校を対象としたWebによるヤングケアラー支援に係る実態調査の依頼があったところですが、本市では、ヤングケアラーは該当なしと回答したところでございます。

●3番齋藤久美夫議員 自席から市長と教育長に再質問させていただきます。

まず、地域おこし協力隊について市長にお伺いいたします。先ほどのご答弁で、地域お

こし協力隊は定員適正化計画において、積極的な隊員受け入れを位置づけるとのことでしたが、そうすると今年度でも募集中の隊員を含めると、協力隊員総数15名となり、将来的にはかなりの隊員数となりうるもので、これにより、所管部署に配置される隊員もあわせて増加し、例えば、現在でも経済部においては隊員の募集が予定どおり進めば、12名の配置となり、1人の職員で3名ないし4名の隊員のサポート、担当することとなることも考えられます。また、協力隊全体を取りまとめるにしても、隊員所管部署が多岐にわたれば、まとめやく所管の職員にかかる業務の負荷はかなりものとなり、結局は、協力隊に関わる業務が片手間になってしまう可能性が大であります。そこで、協力隊全体の活動計画作成からその活動のコーディネーターを担当する専門部署、例えば協力隊係として新設し、これらの業務を専念させて協力隊全体を運用すべきではないかと思いますが、市長のお考えをお伺いいたします。また、さらに令和3年度から総務省は地域プロジェクトマネージャー制度を創設。これは地方公共団体が重要プロジェクトを実施する際に外部専門人材、地域、行政、民間などが連携して取り組むことが不可欠となりますが、そうした関係者を橋渡しつつ、プロジェクトをマネジメントできるブリッジ人材を確保する目的で、そして市町村がそうした人材を地域プロジェクトマネージャーとして任用する制度であり、その人材、地域おこし協力隊のOB、OG等の採用が挙げられております。市からは、この制度と似たようなケースとして、先ほど述べました専門部署に協力隊のOB、OGを協力隊マ

ネージャなどとして採用し、協力隊前提のコーディネーターは所管部署等の担当者が変わり、隊員の活動現場に進出して活動状況の把握をしたり、隊員の個別相談等を補佐し、関係部署と隊員、さらには全庁横断的な橋渡しをさせ、協力隊全体について、その縦割りを排除し、円滑化の促進を図ることについて、市長がどのように思われるかお伺いいたします。

2点目、教育行政について、教育長にお伺いします。ヤングケアラーとは、家族である親、祖父母、そして兄弟の支援をする18歳未満の子どもということは認識いたしました。そして教育長に4項目ほどお伺いいたしました。そこで痛感いたしましたことが、ヤングケアラーの認知度が極めて低いということであり、特に社会全体の認知度は、日本でまだヤングケアラーの明確な経験がないということと考えられますが、1番はヤングケアラーとなる児童、生徒自身の認知度であります。まだヤングケアラーという言葉聞いたことのない児童、生徒がいるということは、自分がヤングケアラーという自覚がない。裏を返すと、家族のことだからあたり前のことだと、仕方がないと思っている子がいるということではないでしょうか。さらに、先ほどの本市の調査のご答弁でも、道と道教委は中学・高校を対象に実態調査を行い、本市は該当なしと回答されたとありました。単に生徒からの聞き取りでは、前にも触れましたがあたり前と思っている生徒とは当然、ヤングケアラーですと言うはずもなく、また、さらにヤングケアラーの特性、抱える課題としてこれらヤングケアラーは思春期でもあり、家族の事情

を友人や教師に話すのは恥ずかしく、かつ理解されないことを懸念して、困り事を他人に相談できず、孤立する場合も十分考えられます。

そこでまず1つ目は、ヤングケアラー認知度が低いので、これを周知する考えについてお聞きします。2つ目はヤングケアラーの早期発見のための取り組みについて、以上2点をお伺いし、再質問を終わります。

●市長板東知文君 地域おこし協力隊隊員の受け入れサポート体制についてであります。地域おこし協力隊員はそれぞれの人生における大きな決断をして移住し、慣れない生活の中、地域協力活動に従事することとなります。隊員を受け入れる地方自治体としましては、このような隊員をいわゆる業務面のみならず生活面も含めて、サポートする必要があるものと考えております。また、受入自治体が隊員を受入地域につなぎ、受入自治体、受入地域、隊員の3者で想いを共有することにより、隊員の円滑かつ有意義な地域協力活動につなげていくことが重要であると考えております。このため、先ほど申し上げました先進地事例といえますか、東川町は全国でも1、2を争う40名以上の隊員を活用する自治体でございます。そういったところに職員を派遣しておりますので、こういった事例も十分参考にしながら、先ほどご指摘ありました地域プロジェクトマネージャーの活用も含め、必要な組織体制のあり方について、さらに検討をしてみたいと考えております。

●教育長天野政俊君 ヤングケアラーについてであります。本年3月に公表されたヤングケアラーの実態に関する調査の研究報告書

では、ヤングケアラーという言葉聞いたことがないという生徒が8割以上だったことから、本市では、ヤングケアラーの言葉や意味が浸透するよう、市内校長会、教頭会、各学校の生徒指導担当で構成する市内生徒指導連絡協議会、それにより学校や各家庭への周知、児童生徒へのお知らせを通して認知度を高めてまいりたいと考えております。また、学校とスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが連携を図り、ヤングケアラーの早期発見に努めるほか、今後は、児童福祉法に基づく要保護児童対策地域協議会を所管する市長部局と連携を図りながら、本市の宝である全ての子どもたちの権利と健やかな成長を保障してまいります。

●議長金子義彦君 次に移ります。

5番本郷幸治議員。

●5番本郷幸治議員（登壇） 令和3年第3回市議会定例会にあたりまして、大綱2点について市長にお伺いします。

大綱の1点目は地域医療について。以前にも申し上げたとおり、私の立場は市立病院建設の建替えにつきましては、賛成の立場であることをあえて前置きをして、質問に入らせていただきます。さて、9月のメロディに令和3年8月5日開会の第2回市議会臨時会での市政報告の中での市立病院の建替えについてであります。広報紙メロディ9月号で市立病院の建替えについての市政報告の内容が掲載されております。それによると、総務省自治財政局準公営企業室からの7月27日付け、事務連絡通知において、現時点で地域医療構想との整合性が図られており、収支の見通しも適切に見込んでいると認められたことから、

建替え計画の地方財政措置の承認を受けたことが述べられておりました。これを読んだ市民は、市立病院の建替え計画は、病院建設の内容自体やその財源も含め、国が全てを承認し、事業が順調に進んでいると理解されることでしょう。しかしながら、市長自ら述べたこの市政報告の内容がこれまでの議会議論を踏まえたものだったのか、収支の見通しが本当に適切なのか、私は甚だ疑問があると言わざるをえません。市立美唄病院の建替え問題は、3年前の市長選挙で最大の争点となりました。その選挙で市民の負託を受け、公約として市民にお約束をした板東市長にとって、必ず実現しなければならない最大の政策課題であると私は認識しております。そこで、板東市長が市政報告で述べた収支の見通しも適切に見込んでいると認められた、また、建替え計画の地方財政措置の承認を受けたという点について、収支の財源も具体的に記載の上、総務省に提出されていることと思います。これまでの議会議論からは直近6月の地域医療体制等調査特別委員会においても、病院建設の財源として、国庫補助金10億5,000万円、公営企業債12億円、その他起債等12億円が明確に示されたところであります。そこで以下改めて、具体的に4点についてお伺いします。

その1つ目は、市長の総務省に提出した書類は、具体的にどのような財源をいくら見込んでいたのか。2つ目は、国庫補助金10億5,000万円と見込んでいましたが、その進捗状況はどのようになっているのか。3つ目は、財源を記載するにあたって、当然、北海道や国との協議が整い、だからこそ、総務省への調書に記載したものと考えますが、北海道や

国との、これまでの協議経過、並びに北海道の見解について。4つ目は、地方財政措置の具体的内容と承認の意味するところについて、以上4点お伺いします。

大綱の2点目は防災行政について。地域気象防災支援のための気象庁による取り組みについて、この取り組みの概要は近年、風水害や本市にあっては、防雪、また地震等の災害が各地で発生し、政府や地方公共団体による適時、的確な防災対応が一層求められております。このため、気象庁が提供する防災気象情報が住民の的確な防災行動に結びつくよう、气象台が市町村、都道府県、関係省庁の地方出先機関等と一体となり、地域の気象防災に貢献するための取り組みを進めております。また、内閣府、消防庁等が地方公共団体の防災業務を担当する職員を対象として、定期的に研修等において、最新の気象行政の動向や防災気象情報の実践的な利活用方法等について情報提供をしております。具体的な取り組みとしては、平常時には気象防災ワークショップなどの開催や防災気象情報の地域ごとの活用についての共有などが行われ、災害時には早い段階からの記者会見などを実施し、住民に見通しを伝えるとともに、ホットラインによる組長への助言なども行うとされております。本市としましては、市民周知の方法として地デジ8チャンネルの利用方法があります。ぜひ、あらゆる自然災害から市民の生命と財産を守るためにも、以上述べました事業展開が必要であると思いますが、現在、市としてどのような具体的な取り組みを行っているのか、お伺いします。

●市長板東知文君（登壇） 市立美唄病院の

建替えについてであります。初めに、総務省へ提出した建替え調書における事業費及び財源につきましては、総事業費35億3,400万円、その財源といたしまして、国庫補助金を10億5,000万円、地方債を24億1,000万円、一般財源を7,400万円と見込んでいるところであります。

次に、立地適正化計画に基づく、国庫補助金につきましては、去る、6月4日に北海道と協議を行い、都市再生整備計画におけるまちづくりの目標と指標及び施設の考え方について意見交換を行ったところでございます。その協議における確認事項としましては、病院の建替えにあたり、これまでの保健福祉総合施設を新築し併設する「規模の適正化と集約化」ではなく、美唄らしい地域包括ケアシステムの確立に向けた機能を病院内に複合化・転用すること、また、周辺の道路整備など面的整備を行うことで、補助金の対象となることを北海道に確認したところであります。このため、今後につきましては、現在進めております基本計画の策定に合わせ、立地適正化計画の趣旨を踏まえた都市再生整備計画の作成に向けて、関係機関と協議を行ってまいります。

次に、病院建替え計画における北海道や国との供給経過につきましては、総務省通知「公立病院に関わる地方財政措置について」に基づき行っており、公立病院の新設・建替え等に係る手続きとして、1月末に地域医療構想調整会議でこの計画の承認を受けるとともに、北海道の意見を付し、2月末に総務省へ調書を提出したところであり、さらに、私自ら4月及び6月に北海道や国へ計画の説明を直接

行ってきたところであります。

次に、地方財政措置の具体的な内容につきましては、病院事業債12億500万円、過疎対策事業債同じく12億500万円、合計24億1,000万円の借入とともに、その元利償還金に対して地方交付税措置が講じられるものであります。なお、平成27年度以降公立病院の新設、建替え及び増改築事業等に着手する地方公共団体においては、総務省へ調書を提出し、承認を得ることが建替え等に当たっての基本事項となっております。こうした手続きにより、令和3年7月27日付けで、総務省自治財政局準公営企業室から北海道へ、また、令和3年7月29日付けで、北海道空知総合振興局から美唄市へ確認結果の通知があり、現時点においては総務省からの正式な承認を得ているところであります。今後につきましては、基本設計に着手するとともに、立地適正化計画に基づく国庫補助金の確保や、医療等拠点施設整備基金について補正予算により積立てを行い、市民負担の軽減を図るなど、市立美唄病院の建替えに向けて、スケジュールどおり着実に取り組んでまいります。

次に、気象庁等による地域気象防災支援についてであります。内閣府、消防庁及び気象庁の連名により、気象防災業務支援のための取組等について、情報提供を受けているところであります。その内容につきましては、気象庁では、平時において、市長や防災担当職員との顔の見える関係の構築や研修会の開催等のほか、緊急時においては、市長等に対して電話により解説を行うホットラインの実施やホームページによる情報提供、さらには、「気象防災アドバイザー」による防災業務の

直接支援等の取り組みを進めているところ
あります。本市におきましては、私と札幌管
区気象台長との電話によるホットラインや、
日頃から「顔の見える関係」を構築し、また、
防災担当職員につきましても、担当者ホット
ラインや専用電話を通じて、気象台と24時間
体制で連絡が取れるように取り組んでいると
ころであります。さらに、台風の接近や大雨
などが予測された場合には、台風の進路や風
雨予報などの情報が電話やメール等で提供さ
れるなど、連携して災害対応に当たっている
ところであり、これらにより収集した災害情
報をホームページや8チャンネルの地デジ広
報等を活用し、市民の皆様にお知らせして
いるところでもあります。このほか、札幌管区気
象台主催による市町村職員向け研修や防災担
当者による意見交換会などに参加し、職員の
能力向上に努めているところであります。市と
いたしましては、今後とも市民の安全・安心
な暮らしを守るため、札幌管区気象台との連
携、協力体制をより一層、図ってまいります。

●5番本郷幸治議員 ただいま大綱2点につ
いて、一通りご答弁をいただきました。あり
がとうございます。

それでは自席から大綱1点目の地域医療に
ついて何点か市長に再質問させていただきま
す。市長は答弁の中で総務省からの承認を得
られたと述べておりますが、新病院の建替え
を進めていくことが認められたという理解で
まずよいのでしょうか。このことについて、
北海道総合政策部市町村課では地域医療構
想との整合性について、あくまでも総務省と
して意見のない旨を市に通知したにすぎない
との見解を示しております。総務省が新病院建

設に向け承認するという事は、美唄市が提
出する新病院に関わる財源内容が正確なも
のであることを前提に承認するものと私は認
識しております。では、このたび総務省に提
出した財源内訳にある国からの補助金10億
5,000万円とは一体何に基づくものなのか。
仮に答弁で言う立地適正化計画によるもので
あるとすれば、10億5,000万円を計上する
その根拠を示してください。市長の答弁のと
おり、これから都市再生整備計画の策定に
当たるといふのであれば、10億5,000万
円もの補助金は国や北海道は、現時点で認
めていないものであり、事実上、私自身が
北海道に直接出向き、問い合わせた結果、
何ら美唄市の立地適正化計画における補
助金は認めていない、協議もされていない
との明快に担当の方は答えております。ま
してや、立地適正化計画による補助金は
国がその年ごとに予算を計上するもので
あり、全国の市町村を対象とする補助金
ですから、補助額については全く不透明な
ものであると市長ご自身が就任する前から
何度も説明していたのではないのでしょうか。
どうしてこのように市長は就任前と現在の
発言に食い違いが生じるのでしょうか。こ
のこについて説明を求めます。また、立
地適正化計画の補助金が間違いないので
あれば、その根拠を具体的に示してくだ
さい。

●市長板東知文君 先ほど立地適正化の補
助金について、申し上げた内容につきまし
ては、現在の基本構想・基本計画で対象と
なり得るかどうかということを確認したこ
とでございます。当然補助金の決定につ
きましては、これから申請書を出して、そ
の上で最終的に決まるものだと認識して
おります。あ

くまでも現在は計画上の予定であり、まずは対象となるかならないかということの協議が前提でございます。そういうことにおいて、6月4日の北海道の協議において対象となり得るということを確認事項として、先ほどお話ししたところでございます。決定についてはもちろんこれから申請がありますので、申請が終わった段階で正式に決定されることと理解しているところでございます。

●5番本郷幸治議員 それでは、自席から再々質問させていただきます。

あくまでも立地適正化計画の補助金を見込むのであれば、委員会での資料にある工程では、令和4年度中に工事着工する計画となっております。これは事前着工となり、立地適正化計画の補助金など、これだけでも見込めないということになります。これは私の認識です。令和5年に新病院の開院の時期が今現在迫っている中で現時点のより正確なものでなければならぬと考えます。よって、今後進める基本設計、及びデザインビルド方式、いわゆるDV方式による設計・施工の工程と都市整備課の策定工程とすり合わせた内容と、また、都市再生整備計画は本年12月までに新病院を含めた周辺施設整備の概要、それぞれの概算工事費を北海道に提出するとの、これまでの市の答弁ですが、この点を踏まえた工程をぜひ示していただきたい。この辺について、現時点で示していただけるのかどうか、お聞きします。

●市長板東知文君 先ほども申し上げましたが、まず病院を建替える場合には、財源の大層を占める地方債含め、基本的な総務省の理解を得なければ、建設を進めることは出来ま

せん。そういう意味では、基本的に建替えに当たっている前提事項である総務省の承認とございますか、確認、地域医療構想を含めて、それを前提にして道の意見も付して、総務省の承認を得る、これがまず前提でございます。それを今回行ったということでございます。さらに、必要な財源として住民負担を減らす観点から、さらなる財源確保として立地適正化における財源補助金を確保するため、これらについて、今回の基本構想・基本計画の内容で対象となり得るかどうかを協議したところでございます。これにつきましても基本的に問題はないと、道の方から承知していることであり、今後申請の段階で確定ではありませんが、そういったものを想定しながら、今回計画で財源を見込んでいるというところでございます。今後とも十分関係機関と協議しながら、しっかりと財源確保を受けて、取り組んでまいりたいと考えております。予定でございますけれども、現在進めている内容といたしましては、立地適正化計画の基づく取り組みですけれども、現在、北海道と12月からの事前協議及び来年6月の概算要望に向け、協議を行っていく予定であります。このことから、立地適正計画に基づく国庫補助金の確保に向けたスケジュールにつきましましては、今後できるだけ早い時期に議会の方にお示しいたいと考えているところでございます。

●議長金子義彦君 以上で一般質問を終わります。

これをもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午前11時56分 散会

